

乳幼児期の子どもの育ちと学びを支える取り組み

市立・私立に関わらず国の指針や市教育ビジョンに基づいた教育・保育内容を実施しています。

「どこが違うの？」

保育所(園)・こども園・幼稚園

保育所(園)

保護者の就労などで保育を必要とする乳児・幼児に対して、保育・教育を一体的に行います。

こども園

保護者の就労状況などに関わらず、就学前の乳児・幼児に対して、保育・教育を一体的に行います。

幼稚園

3～5歳の幼児に対して、保育・教育を行います。

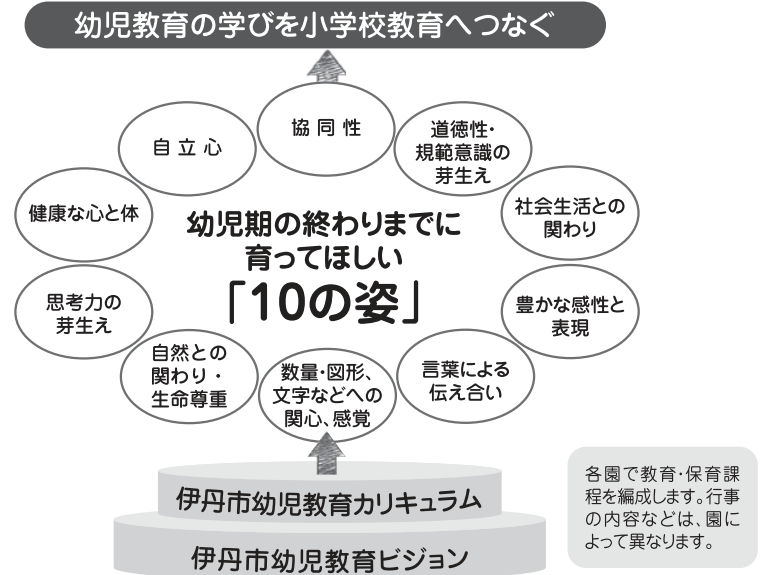
「遊び」は「学び」 5領域で考える保育

保育所(園)・こども園・幼稚園では、安定した生活を送り、遊びを通じた総合的な学びを支える教育・保育の内容を5つに分類しています。

- 健康**
▷健康な心と体▷自ら健康で安全な生活をつくり出す力
- 人間関係**
▷自立心▷人と関わる力
- 環境**
▷身近な環境に好奇心や探求心をもって関わる力▷豊かな心情や思考力の芽生え
- 言葉**
▷自分の言葉で表現する力▷相手の話を聞こうとする意欲や態度
- 表現**
▷感じたことや考えたことを自分なりに表現する力▷豊かな感性や創造性

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

幼児が身に付けていくことが望まれる具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』」を示しています。



遊びを通して学ぶ 乳幼児期は、子どもが主体的に遊び、さまざまな体験を通して学ぶことが、人と関わる力や考える力、表現する力、感性を身に付けていきます。

市立就学前施設について

語句説明▷1号認定=満3歳以上▷2号認定=保護者が就労などしている満3歳以上▷3号認定=保護者が就労などしている満3歳未満。

保育所(園)

【保育時間】午前7時～午後7時(午後6時以降は延長保育)
【保育料】▷3～5歳児=無償▷0～2歳児=世帯の市民税所得割額により異なる
【給食】あり(一部の施設は主食持参)

こども園

【保育時間】▷1号認定=幼稚園と同様▷2・3号認定=保育所(園)と同様
【保育料】▷3～5歳児=無償(預かり保育料別)▷0～2歳児=世帯の市民税所得割額により異なる
【給食】あり

幼稚園

【保育時間】▷月・木曜=午前8時40分～正午▷※火・水・金曜=午前8時40分～午後1時45分(保育終了後～午後4時半は預かり保育)
【保育料】無償(預かり保育料別)
【給食】なし。※は弁当持参

よくある質問

- Q 制服はありますか?
A 保育所(園)は、服装の決まりはありません。こども園の3～5歳児は、毎日体操ズボンで活動し、行事のときは、白色のポロシャツ(指定なし)を着用します。幼稚園は、各園で異なります。
- Q 給食について教えてください。
A 保育所(園)・こども園(1号認定は火・水・金曜のみ)は、卵と乳を含まない献立「なかよし給食」を自園調理して毎日提供しています。(一部の保育所は主食持参)その他のアレルギーが心配な人は各施設に相談を。幼稚園は、給食がなく火・水・金曜は弁当持参です。
- Q 保育所(園)には申請したら必ず入れますか?
A 利用調整を行いますので、必ず入所できるとは限りません。

相談

- ★すくすく育児相談(面接)
【時間】月曜(祝・休日除く)午後1～4時
【内容】▷授乳・ミルクのこと▷離乳食の進め方▷生活リズムなど
市保健センター☎784-8034
- ★子育てコンシェルジュ
【時間】毎日(第3日曜、祝日除く)午前9時～午後5時半
【内容】▷初めての育児で不安▷親子の交流の場を知りたいなど
子育て支援センター☎771-1152
- ★総合教育センター教育相談(電話・面接)
【時間】▷月～金曜の午前9時～午後6時▷土曜午前9時～午後5時
【内容】▷保育所(園)や学校に行くのを嫌がる▷友達と遊べないなど
面接相談は要予約
総合教育センター☎772-6171
- ★幼児教育センター
【時間】月～金曜の午前9時～午後5時半(金曜は午後9時まで)
【内容】▷幼児期の教育にかかる「出

前講座」について▷子育てに関する相談など
市幼児教育センター☎780-2488

★こども発達支援センターあすばる(電話)
【時間】月～金曜の午前9時～午後5時半
【内容】▷運動発達に遅れがある▷こだわりが強い▷福祉・通所サービスを利用したいなど
あすばる☎784-8128

★伊丹特別支援学校教育支援センター相談室(電話・ファクス)
【時間】月～金曜の午前9時～午後5時
【内容】▷発達のこと▷言語などの指導法のこと▷就学や進路のことなど
伊丹特別支援学校☎783-5436
(ファクス783-5477)

★家庭児童相談室
【時間】月～金曜の午前9時～午後5時半
【内容】▷子育ての悩みや心配ごとなど
市こども福祉課家庭児童相談室☎780-3518

郵送で手続きを 保育所申し込み

10月15日から市内保育所(園)・市立認定こども園・伊丹ひまわりこども園の教育・保育給付認定2・3号への来月4月入所申し込みを開始します。

認定こども園西伊丹保育園(寺本5)、いずみ幼稚園(荒牧7)、白ゆり幼稚園(春日丘3)は、直接、各園へ問い合わせを。

すでに今年度の申請書を提出している人で、来年度以降も入所を希望する場合は、再度申し込みが必要です。

【申請書配布方法】▷市ホームページからダウンロード(下二次元コードから読)

10月15日から市内保育所(園)・市立認定こども園・伊丹ひまわりこども園の教育・保育給付認定2・3号への来月4月入所申し込みを開始します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請書のダウンロードか電話、電子申請での請求に協力を。

困次のいずれかで申し込みを。10月15日、12月10日に申請書に必要事項を書き、必要書類を添えて▽直接、教育保育課へ▽11月15日までに郵送(消印有効)で〒664-8503伊丹市役所教育保育課(☎784-8035)へ。

締め切り日を過ぎて提出された申し込みや追加書類は、理由を問わず受け付けできません。締め切り後の受け付けは、来月5月入所の申し込み分となります。

